

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	景初四年改元考：三角縁神獸鏡景初四年銘文の謎を解く（一）
Author(s)	陳, チュウ
Citation	内海文化研究紀要, 50 : 21 - 28
Issue Date	2022-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52335
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052335
Right	Copyright (c) 2022 by Author
Relation	



景初四年改元考

——三角縁神獸鏡景初四年銘文の謎を解く(一)——

陳 翀

はじめに

魏の景初三年(二三九)六月、倭の女王卑弥呼は大陸に使者を送り、洛陽に即位したばかりの魏少帝への朝貢・謁見を果たした。遙々海を渡って都にやってきた倭の使節団に対して、魏少帝は、卑弥呼を「親魏倭王」に冊封し、絢爛多彩な織物をはじめ、金や刀、真珠や水銀、さらに銅鏡百枚などの豪華な返礼品を下賜した。

やがて千年以上の歳月が流れ、近代における考古学の発達につれて日本の古墳から次々と大陸から渡来した銅鏡が発掘された。とくに異彩を放ったのは、三角縁神獸鏡と命名された一群の銅鏡であり、まさしく卑弥呼に下賜された魏鏡が含まれているのではないかと考えられる。ただし残念なことに、これらの神獸鏡が、果たして何時、何処で誰によって作られたのか、卑弥呼に与えられた真物が本当に存在しているのか、未だ多く謎が残り、定説に至っていない^{①)}。

その中でも、とくに問題になったのは、京都府福地山市広峯一五号墳から出土した盤龍鏡と辰馬考古資料館所蔵の同范鏡という「景初四年」銘が刻まれた二枚の魏鏡である。この魏鏡をめぐる論争について、岡村秀典氏は、『三角縁神獸鏡の時代』に、次のように述べている^{②)}。

この鏡で問題となったのは、「景初四年五月丙午之日」という紀年銘である。「五月丙午」は鑄金家にとって吉日で、じっさいにその月日に鑄造したとはかぎらないとしても、『魏志』によれば、景初三年元旦に魏の明帝が死去したが、元旦の忌日避けるため、

その年の十二月に改元の詔を発し、景初四年正月になるべき月を景初三年後十二月と改めて翌月から正始元年正月と定めたから、景初四年という紀年は実在しないのである。三角縁神獸鏡を日本列島での製作と考える説は、洛陽で鏡をつくったのなら、改元の情報はずぐに伝わって実在しない紀年を用いるはずはなく、改元の知らせが届かないような僻遠の地、日本列島でこそこのまちはがいが起こりえた、と主張する(王仲殊前掲書)。これにたいして魏鏡説は、卑弥呼の使いが朝貢した景初三年と詔書・印綬を携えて帰国する正始元年の二年間の年号しか三角縁神獸鏡にはないことを重視し、卑弥呼の朝貢を顕彰するため、景初三年のうちに景初四年銘鏡がつくられていた、と考える(田中琢「卑弥呼の鏡と景初四年鏡」『謎の鏡』一九八九年)。「洞鏡百枚」が下賜されたのは、奇しくも改元の詔と同じ景初三年十二月であったということが問題をきわめて複雑にしているのである。

ちなみに、右記の文に言及された王仲殊説については、近藤喬一氏の『三角縁神獸鏡』に、次のように説明されている^{③)}。

奈良国立文化財研究所の招きでその直後に来日した王仲殊は、十月二十六日公開講演の最後に、新出した紀年鏡の銘を解読、解説し、さらに『考古』一九八七年第三期に「論日本出土的景初四年銘三角縁盤龍鏡」を発表した。景初四年という紀年は『三国志』にはない。魏の明帝は景初三年正月一日に死亡した。正月一日が

忌日と重なるのを防ぐため、また青龍五年（二三七）三月を、先に明帝が景初元年四月と、新しく景初曆を採用して一カ月を「後の十二月」として置き翌年を正始元年とした、と『三国志』魏書少帝紀に明記されている。したがって、景初四年という年号をいれた鏡が、魏都洛陽で製作されたことはありえない、と王仲殊は主張した。

「三国志」を検討する限りは、王仲殊の論理が整合性をもち、同じ土俵で相撲するかぎり勝ち目が無いように思われる」という近藤氏が出した見解のように、王仲殊説が公表された後、景初四年鏡をはじめとする三角縁神獸鏡の研究は「景初四年は実在しない」という観点に縛られ⁽⁴⁾、岡村氏の「問題をさわめて複雑にしている」との指摘のように、やがて卑弥呼と銅鏡に関する研究が、袋小路に入ってしまったようにみえる。

しかしながら、そもそも王仲殊氏の「景初四年は実在しない」という説は本当に正確であろうか。確かに『魏志』をはじめとする中国の正史類古籍にその記載は存在していない。しかし、正史類古籍は中国の浩瀚たる四部典籍のごく一部にすぎない。結論から言うと、中国歴代の曆法に関する古文獻や『三国志』注釈書を中心として調べてみたところ、「景初四年」という年号は明記され実在していることが容易に判明したのである。以下、中国文献学という視点から、景初四年改元の謎解明に資する主な文献を紹介してみたい。

一 南宋における「景初四年」に関する記載と考証

前述のように、王仲殊説が公表された後、三角縁神獸鏡は「景初四年は実在しない」、つまり「景初四年」という年号は中国の古文獻に存在しないという前提で研究が進められてきた。しかしながら、管見の限り、「景初四年」という紀年は、少なくとも南宋の著名な文人で

あり、また当時随一の学者でもある程大昌（一一二三〜一一九五、字は泰之、諡は文簡、龍図閣大学士）の『考古編』に明記されており、しかも正始改元の時期についても詳細な考証が行われていたのである。『考古編』巻三から巻四にわたって収録される「正朔」六篇は、程大昌が南宋以前の歴代の改曆に関して行った一連の考証である。漢魏時代の改曆に関する部分は、概ね最後の第五・第六篇に集中している。ちなみに、「正朔五」の全文は以下の通りである（番号、傍線、黒字は筆者による、以下同、図1の書影を参照）⁽⁵⁾。

漢祖入關也以十月、又會五星聚見東井、遂仍秦故、十月為歲首。其謂十月者、固秦之十月、而其正月、亦仍秦建寅也。太初元年夏五月正曆以正月為歲首。顏師古曰、「未正曆前歲首以十月、今以建寅之月為正月」、是也。前世曆家如邊韶之徒、謂「太初改元易朔行夏之正者」、誤也。起曆而改用丁丑元、紀歲而首建寅月者、武帝也。若夫始寅而數以次比十二晦朔者、秦人已然、不始武帝也。王莽閏位、當初始元年十一月、遂改漢正、以其年十二月朔為建國元年正月之朔、以鳴鷄為候。則改寅用丑矣。更始改元、不足三年、決未暇及正朔事。而光武受命於更始三年、遂改建武。其置社稷、立郊兆、復舊服色、皆著於史。而正朔改否、輒無所書、固未見其改丑為寅矣。魏文之在黃初、事事改漢、而獨循用漢正。明帝以黃龍見山荏縣、有司曰、「魏得地統、正當建丑」。於是遂以青龍五年三月為景初元年四月。夫文帝正朔用漢、而明帝改漢用丑、則是東都固嘗用寅矣、而范曄雖於曆志亦不紀序也。明帝之正、雖誠改丑、然不及三年、**①**而齊王芳以夏正得天、亟更其建、於是又改景初四年建寅之月為正月、而以景初三年建丑之月為後十二月。蓋至此而歲復首寅也。

さらに、明帝の景初改元に生じた弊害を、「正朔六」に次のように厳しく批判している。

大計必各有需時待揆始得施其會計者故三年三歲不一其制惜不得盡聞其詳也

正朔五

漢祖入關也以十月又會五星聚見東井遂仍秦故十月為歲首其謂十月者固秦之十月而其正月亦仍秦建寅也太初元年夏五月正歷以正月為歲首顏師古曰未正歷前歲首以十月今以建寅之月為正月是也前世歷家如邊韶之徒謂太初改元易朔行夏之正者

欽定四庫全書

考古編

三

誤也起歷而改用丁丑元紀歲而首建寅月者武帝也若夫始寅而數以次比十二晦朔者秦人已然不始武帝也王莽閉位當初始元年十一月遂改漢正以其年十二月朔為建國元年正月之朔以鳴雞為候則改寅用丑矣更始改元不足三年決未暇及正朔事而光武受命於更始三年遂改建武其置社稷立郊兆復舊服色皆著於史而正朔改否輒無所書固未見其改丑為寅矣魏文之在黃初事事改漢而獨循用漢正明帝以

黃龍見山荏縣有司曰魏得地統正當建丑於是遂以青龍五年三月為景初元年四月夫文帝正朔用漢而明帝改漢用丑則是東都固嘗用寅矣而范曄雖於歷志亦不紀序也明帝之正雖誠改丑然不及三年而齊王芳以夏正得天亟更其建於是又改景初四年建寅之月為正月而以景初三年建丑之月為後十二月蓋至此而歲復首寅也

正朔六

欽定四庫全書
考古編
明帝詔改丑正也其言曰景初之歷春夏秋冬孟仲季月雖與正歲不同至於郊祀迎氣禘祠蒸嘗巡狩蒐田分至啓閉班宣時令中氣早晚報授民事皆以正歲斗建為歷數之序夫明帝之謂正歲者即周之正歲也其謂景初歷乃明帝自制之歷也丑為正月明帝可得而改也四氣之應夏時者明帝雖欲強出意見不容易也故凡當若天者仍用正歲為斷而其率然建丑特虛名耳宜乎正始以為難用而復建以寅也漢魏去古不遠

明帝詔改丑正也、其言曰、**②**「景初之曆、春夏秋冬孟仲季月、雖與正歲不同、至於郊祀・迎氣・禱祠・蒸嘗・巡狩・蒐田、分至啓閉、班宣時令、中氣早晚、敬授民事、皆以正歲斗建為曆數之序。」夫明帝之謂正歲者、即周之正歲也。其謂景初曆、乃明帝自制之曆也。丑為正月、明帝可得而改也。四氣之應、夏時者、明帝雖欲強出意見、不容易也。故凡當若天者、仍用正歲為斷、而其率然建丑、特虛名耳。宜乎正始以為難用、而復建以寅也。漢魏去古不遠、正始之臣、又多博雅、今其改曆建丑而不敢改革正歲、其必有所受之則、周家正月正歲兼著於時者、是其祖也。獨怪夫曆家自主其術者、曰立數已定、推而上之、近則獲麟、遠則堯典、又遠而開闢、其天行曆筭、皆可復其疎密、為說甚美、而其疇人自相攻駁、固皆具見失實矣。至有不待攷曆而知者、子丑寅既有三建、而月之周匝十二辰者、無古今也。商之代夏、改正為丑、則其年當虛十二月矣。周之代商、用子更丑。秦之十月、改從古亥。於其改建之間、法當虛月、不引入曆也。類而推之、王莽代漢改丑、則初始之年、亦無十二月。**③**明帝自青龍而改景初、其曆亦當盡十一月。夫其既虛一月矣、則十日十二辰之相配者、其年其曆、必當取一甲子有半而附之它月。曆家不聞於此、有所稽驗、特既數歲年、而誇張其筭曰、吾之曆卻見遠古。不知憑何氣數以驗天行耶。

右記の程大昌の記事（とくに傍線部分）を読むと、まず、「景初四年」という紀年が、**①**の文に明記されていることが一目瞭然である。これによって、王仲殊説の前提が崩れる。さらに、程大昌の考証によれば、文帝の正始改元は、景初四年になってから行われたものであることがわかる。

実は、『魏志』少帝紀の記事を丁寧に分して分析してみれば、程大昌の考証がいかに妥当であるかが容易に判断できる。ちなみに、『魏志』少帝紀の正始改元に関する記述は、以下のようである。⁶⁾

十二月詔曰、烈祖明皇帝以正月棄背天下、臣子永惟忌日之哀、其復用夏正。雖違先帝通三統之義、斯亦禮制所由變改也。又夏正於數為得天正、其以建寅之月為正始元年正月、以建丑月為後十二月。

この一文は、景初三年十二月に発令された改元・改曆に関する勅令から引用したものである。まず「後十二月」という言葉に注目してみよう。周知のように、中国の月に関する記載は、閏月は存在しているが、「後十二月」という実際の記載は存在しない。この「後十二月」という表記は、あくまで紙上のものであり、実生活においては、すでに「景初四年正月」になっていたはずである。要するに、国がコントロールできる国家祭祀はともかく、正月を迎えなければ民間の一連の新年活動ができなくなり、一般民衆の実生活に大きな混乱と障害をもたらすことになる。いわゆる紙上の「景初三年後十二月」は、実際の政治活動及び生活において、そのまま「景初四年正月」と記されていたはずである。

さらに、曆によってもたらされた混乱を是正することこそ、建丑（丑月を正月とする）から建寅（寅月を正月とする）に改められた主な理由である。「夏正於數為得天正（夏正は曆数においても天正を得る）」と、つまり、先代の明帝から始まった景初曆は、**②**の程大昌文に批判されているように、紙上の曆における紀年と実生活での気候節分・国家祭祀・民間行事との間に大きなズレが生じていたことがわかる。少帝のこの度の改元・改曆の一番の目的は、あくまで明帝の景初紀年によって生じた実生活上の政治行事と農耕放牧の不便を是正することである。だとすれば、単に建丑から建寅に改めるのではなく、まず青龍五年三月を景初元年四月に改めた際に生じた一カ月の不足分を足し、さらに**③**の程大昌文に論じられる建寅から建丑に改曆した際に生じた「虚一月（一月分足りない）」を足す必要がある。つまり、「夏正」という正確な曆に戻すため、正始の改元は、少なくとも二ヶ月を補う必要がある。改元できるのは、はやくても明帝死去十四ヶ月後の

景初四年三月以後にならなければならぬのである。そうすれば、景初四年という紀年は、歴史において、最低でも二カ月以上は実在し、使用されていたことが推定できる。

二 景初四年改元をめぐる清代学者の考証

さらに、『三国志』の注釈史を辿ってみると、程大昌の景初四年改元説は、歴代の史家にも正しく同様な見解が示されている。ちなみに、前掲した『魏書』少帝紀の景初三年十二月詔について、『三国志』注釈の集大成である盧弼の『三国志集解』に、次のような解釈が見える⁽⁸⁾。

『宋書・禮志一』云、「景初三年正月、帝崩、齊王即位。是年十二月、尚書盧毓奏、烈祖明皇帝以今年正日棄離萬國、禮「忌日不樂」、甲乙之謂也。烈祖明皇帝建丑之月棄天下、臣妾之情、於此正日、有甚甲乙。今若以建丑正朝四方、會羣臣、設盛樂、不合於禮。博士樂祥議「正日且受朝貢、羣臣奉贄、後五日乃大宴會作樂、太尉屬朱誕議「今因宜改之際、還修舊則元首建寅、於制為便」、大將軍屬劉肇議「宜過正一日乃朝賀大會、明令天下、知崩亡之日不朝也」。詔曰、「省奏、事五内斷絶、奈何、奈何。烈祖明帝以正日棄天下、每與皇太后念此日至、心有剝裂、不可以此日朝羣辟、受慶賀也。月二日會、又非故也。聽當還夏正月、雖違先帝通三統之義、斯亦子孫哀慘永懷。又夏正朔得天數者、其以建寅之月為歲首」。潘眉曰、「明帝以景初三年正月崩、齊王即位、踰年改元為正始、以今攷之、實踰兩年。蓋魏景初以建丑為正月、春正月者、夏正之十二月也。明帝以三年正月崩、於夏正為二年十二月、齊王以是月即位、後仍用夏正、以三年正月為二年後十二月、至三年之十二月、不得復為正月、故再踰年而後改元也。明帝崩與齊王改元、相距凡十四月。」

図2 「青龍・景初・正始 改元一覧表」

*下線は現実に存在していない年月を示す。なお、本表は、陳垣『二十史朔閏表』（古籍出版社1956年）を参考にし作成したものである。

*魏文帝は黃初七年（226）五（午）月十七（丁巳）日に死去。

青龍四年 (236)	景初元年・青龍五年 (237)	景初二年 (238)	景初三年 (239)	景初四年・正始元年 (240)	正始二年 (241)
寅 (正)	丑 (青龍四年12)景初元年【正】	丑 (正)	丑 (正) *明帝卒・齊王芳即位	丑 (景初四年1) 《後十二月》	寅 (正)
閏 (正)	寅 (青龍五年1) 景初元年【2】	寅 [2]	寅 [2]	寅 (景初四年2) 正始元年【正】	卯②
卯 (2)	卯 (青龍五年2) 景初元年【3】	卯 [3]	卯 [3]	卯 (景初四年3) 正始元年② 改元 (潘眉説)	辰③
辰 (3)	辰 (青龍五年3) 景初元年 (4) 改元	辰 [4]	辰 [4]	辰 (景初四年4) 正始元年③	巳④
巳 (4)	巳 [5]	巳 [5]	巳 [5]	巳 (景初四年5) 正始元年④	午⑤
午 (5)	午 [6]	午 [6]	午 [6]	午 (景初四年6) 正始元年⑤ *文帝卒月	未⑥
未 (6)	未 [7]	未 [7]	未 [7]	未 (景初四年7) 正始元年⑥ 改元	申⑦
申 (7)	申 [8]	申 [8]	申 [8]	申⑦	酉⑧
酉 (8)	酉 [9]	酉 [9]	酉 [9]	酉⑧	戌⑨
戌 (9)	戌 [10]	戌 [10]	戌 [10]	戌⑨	亥⑩
亥 (10)	子 [11]	閏 [10]	亥 [11]	亥⑩	子⑪
子 (11)		亥 [11]	子 [12]	子⑪	丑⑫
		子 [12]		丑⑫	

潘眉（生卒年不詳）は、清の康熙時代の有名な考証学者である。彼は、まず『宋書』禮志の記述を引き、少帝の改元は「實際兩年（実は二年越し）」という見解を示した。さらに、「明帝崩與齊王改元、相距凡十四月（明帝の死去と齊王の改元の間は、おおよそ十四カ月も空いたのである）」と指摘し、奇しくも程大昌と同じように、明帝の改元は、あくまで景初四年三月以後に行われたものであると断じたのである。

以上の考証によって、「景初四年」という年号は、魏少帝の正始元年の前半に使用されていた実在する年号であることが窺える。だとすれば、日本の古墳から出土したこの二枚の魏鏡は、中国の古文獻と互いに証明しあう貴重な遺物であると認定すべきである。また、「景初五年五月」という銘文を踏まえると、正始の改元は実際には五月以後に行われたことがさらに推測できる。

五月以後の改元は、恐らく六月（午月）が魏文帝曹丕の卒月であることを考慮したためであろう。三月に改元すれば、その後の一連の慶事は、文帝の忌日に重なる恐れがある。また、日本の古墳から「正始元年」という年号を持つ魏鏡（群馬県高崎市柴崎古墳出土鏡・兵庫県豊岡市森尾古墳出土鏡・山口県新陽市竹島出土鏡）が出土した。このことを踏まえれば、景初四年の間に改元が行われていたこと自体はほぼ間違いない。つまり、六（午）月に文帝忌日の記念行事を終わらせ、青龍五年三月を景初元年四月に改定したという前例に倣い、景初四年七（未）月を正始元年六月に改めたのであろう。以上のことを踏まえ、図2「青龍・景初・正始改元一覧表」を作成して上頁に掲示し、参考に供したい。

むすびにかえて

勿論、『魏書』を作成する際に、「景初四年」を正始元年に統一して書き直す必要がある。但し、図2に示しているように、景初四年の月数と正始元年の月数と一ヶ月のズレが生じていたため、日にちの干支

の換算は決して容易な作業ではない。実際に現存する『魏書』少帝紀には月日に関する記述錯誤が生じている。例えば、「正始元年春二月乙丑」という記述について、清朝の学者は次のように指摘している。⁹⁾

潘眉曰、二月當爲正月。是年二月無乙丑、乃正月十六日。沈家本曰、下文書丙戌、乙丑、丙戌相去二十一日、乙丑爲正月十六日、則丙戌不得在同一月。疑二月非誤、而乙丑爲乙酉之訛。

右文において、潘眉と沈家本（一八四〇～一九一三、字子惇、清末民国初期の法律家）との意見には些か違いはあるが、「乙丑」という日が二月に実在しないことは間違いない。換言すれば、これは恐らく『魏書』の編纂者が景初四年を正始元年に書き直す際に生じた計算ミスであろう。両者の考証を比べてみれば、やはり潘眉の意見が的を射ている。

さらに調べて見ると、『魏書』正始元年の記事が実際の月数と一ヶ月のズレが生じていることは、実は元朝の呉師道（一二八三～一三三四）の「三國志雜論・漢魏正朔」にも明らかにされていたのである。呉師道の言及は以下の通りである。¹⁰⁾

魏明帝景初元年、有司奏以爲魏得地統、宜以建丑之月爲正。三月定曆改年爲孟夏四月、其春夏秋冬・孟仲季月、雖與正歲不同、至于郊祀・迎氣・祀祠・烝嘗・巡狩・蒐田・分至啓閉、頒宣時令、中氣早晚、敬授民事、皆以正月斗建爲歷數之序。齊王芳正始元年春正月始改從舊。景初元年四月至正始元年正月、即漢建興十五年三月至延熙二年十二月也。魏志所書、例差一月。

以上の考証によって、「景初四年」という紀年は中国の歴史に実在していたことが明らかになった。よって、今後の魏鏡ないし三角縁神獸鏡の研究は、王仲殊説という足枷から脱却し、この二枚の鏡は、正

しく魏少帝から卑弥呼に送られた魏鏡であると再認識すべきである。さらに、景初四年銘文を仔細に読み解いてみると、この二つの銅鏡は、魏少帝が卑弥呼のために、特別に揚州で作らせた「百鍊鏡」という天子仕様の特鑄鏡である可能性も浮上してきたのである。これについては、今後稿を改めて論じる。

注

- (1) 三角縁神獸鏡を巡る日中学者の論争について、王仲殊・西嶋定生ら著『三角縁神獸鏡 日中合同古代史シンポジウム』（角川書店、一九八五年）を参照。また、三角縁神獸鏡研究史については、下垣仁志『三角縁神獸鏡研究事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）に詳しい。
- (2) 岡村秀典『三角縁神獸鏡の時代』（吉川弘文館、一九九九年）を参照。
- (3) 近藤喬一『三角縁神獸鏡』（東京大学出版会、一九八八年）を参照。なお、王仲殊氏の三角縁神獸鏡に関する研究は、のち、王仲殊著、尾形勇・杉本憲司編訳『三角縁神獸鏡』（学生社、一九九二年）に収録されている。
- (4) 例えば、三角縁神獸鏡そのものの研究ではないが、平勢隆郎「景初の年代に関する試論」（『日中律令の諸相』所収、東方書店、二〇〇二年）も「景初四年は実在しない」という説を前提にした推論である。
- (5) 程大昌の事績について、『宋史』卷四三三「儒林傳・程大昌傳」を参照。また、本稿に引用した「正朔編」は、影印文淵閣四庫全書所収本（図1）を底本とし、あわせて劉尚榮校證『考古編 續考古編』（學術筆記叢刊、中華書局、二〇〇八年）を参照した。ちなみに、『佩文韻譜』（影印文淵閣四庫全書本）卷二十九之二「青練」、卷五十三之一「加景」、『御定駢字類篇』卷一百三十四「青練」にも「景初四年」という表記が見えるが、これは何れも『魏

書』及び『晋書』記述の引用ミスである。

- (6) 本稿に引用した『魏志』は、縮印百納本二十四史所収本（商務印書館、一九五八年）を底本とし、あわせて陳乃乾校點本（中華書局、一九八二年第二版）を参照した。

- (7) 実際に景初曆を作成したのは楊偉という人である。これについて、『晋書・律曆志下』及び『宋書・曆志上』を参照。なお、明朱載堉『聖壽萬年曆』（影印文淵閣四庫全書本）「景初曆魏明帝時楊偉造」に「距景初元年丁巳歲至萬曆二十二年甲午歲千三百五十七年、以其法推景初元年天正冬至得丁未、及推萬曆二十二年天正冬至得丁亥、後天八日以大衍曆上、考景初元年天正冬至得甲辰、新法考之與大衍同」という考証がみえる。なお、「夏正」に関する考証は、増島固『夏小正校注』（崇文叢書第一輯之四十九・五十、崇文院、一九二七年）に詳しい。

- (8) 本稿に引用した『三國志集解』は、中華書局一九八二年影印本を底本とし、あわせて錢劍夫整理本（上海古籍出版社、二〇〇九年）を参照した。

- (9) 前掲注（8）を参照。

- (10) 吳師道『禮部集』（影印文淵閣四庫全書本）卷四「三國志雜論」を参照。

※ 本稿は、JSPS科研費21K00327「慧尊鈔南禅院本『白氏文集（詩集）』の復元に関する文献的研究」による研究成果の一部である。

Research on the change of the regnal year of Jingchu Fourth Year into Zhengshi First Year —— To solve the mystery of the inscriptions on the Bronze Mirror with Triangular Rim and Divinity and Animal Design in the fourth year of Jingchu (I)

Chong CHEN

In the researches on the medieval culture history between China and Japan, the Bronze Mirrors with Triangular Rim and Divinity and Animal Design, which were excavated in the Kofun area in ancient Japan, have been always considered as the “Hundred of Bronze Mirrors” mentioned in the biography of Gishi Wajin Den. According to the material record, these Bronze Mirrors were granted to Himiko, Queen of Yamato, by the Chinese Emperor Cao Pi, which are of great cultural value. However, since Wang Zhongshu proposed that Jingchu Fourth Year didn’t exist in the Ancient Chinese history, this view has blocked the way for further researches on the Bronze Mirror with Triangular Rim and Divinity and Animal Design as well as researches on the medieval culture history between China and Japan. This paper will assert the existence of the records on the regnal year of Jingchu Fourth Year in the ancient Chinese literature, through examining the relevant materials in the *Kao Gu Bian* and *San Guo Zhi Ji Jie* written by the Chinese scholar Cheng Dachang of South Song Dynasty. Meanwhile, I will point out that the change of the regnal year into Zhengshi First Year may occur at July of the Jingchu Fourth Year, and these Bronze Mirrors excavated from the Japanese great tombs are just the “Hundred of Bronze Mirrors” recored in *Gishi Wajin Den*, which needs to carry out further investigation and research on them.